

循環型社会分野における 経済産業省の取組

平成26年6月13日

経済産業省

産業技術環境局

環境ユニット

1

目次

1. リサイクル産業に関する取組

2. バーゼル条約に関する取組

2

1. リサイクル産業に関する取組

再資源化産業の国際展開支援①：我が国再資源化産業の現状と課題

現状

- ▶各種リサイクル制度による3Rの進展、製造業の海外移転による国内空洞化、人口減少等により、国内廃棄物の発生量は減少する見通し。
- ▶中国やインド、ASEAN諸国などアジア各国においては、経済発展とともに増加する廃棄物の適正処理や資源確保ニーズが高まっており、我が国リサイクル企業のビジネスチャンスが見込まれる。
- ▶このような状況を踏まえ、リサイクル企業が今後生き残っていくためには、①事業再編による資金力、人材力、イノベーションカアップ、②海外進出によるビジネス拡大、③提供する再資源化製品等の高付加価値化・総合化が求められる。

我が国再資源化産業の海外展開支援が必要

中国北京市内



インド



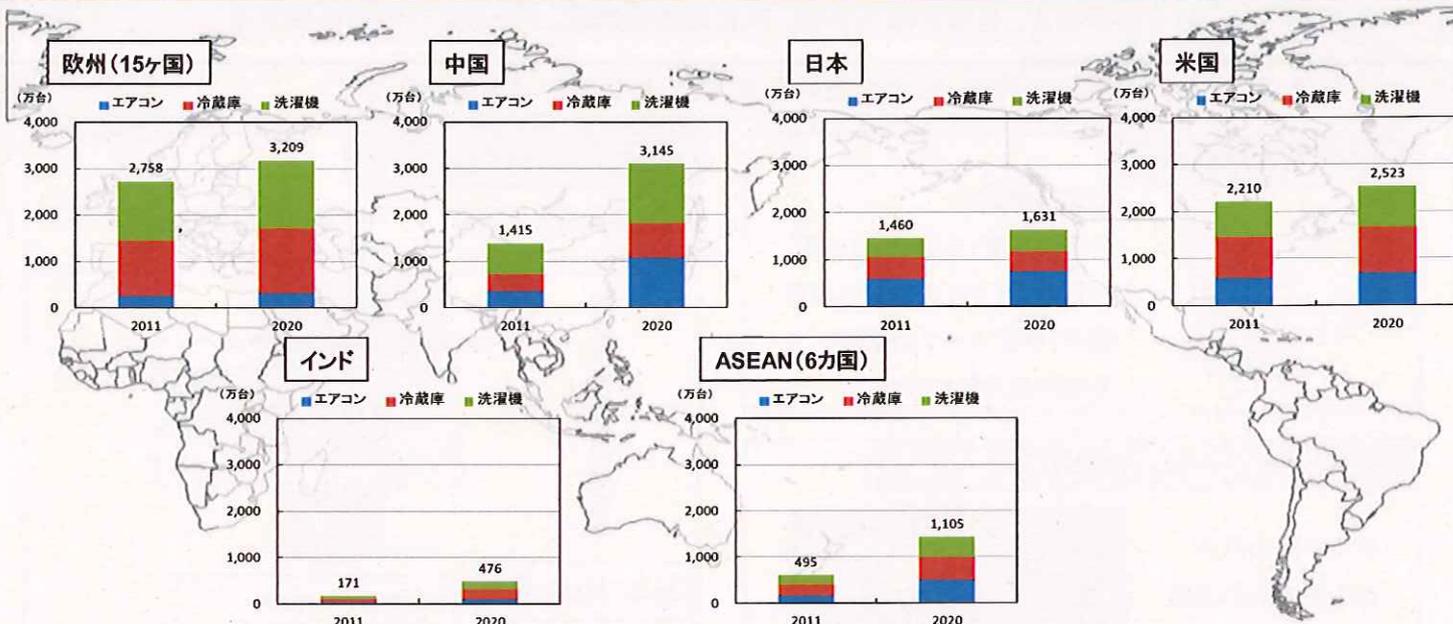
国内再資源化産業の発展と
アジアの環境負荷低減に寄与



再資源化産業の国際展開支援②：（例）世界の家電廃棄量の見通し

- 新興国では、家電販売量が急速に伸びており、これに伴い廃棄量も今後増加していく見込み。
- 特に、中国における家電廃棄量は、いずれ先進国を超える規模まで増加するものと考えられる。

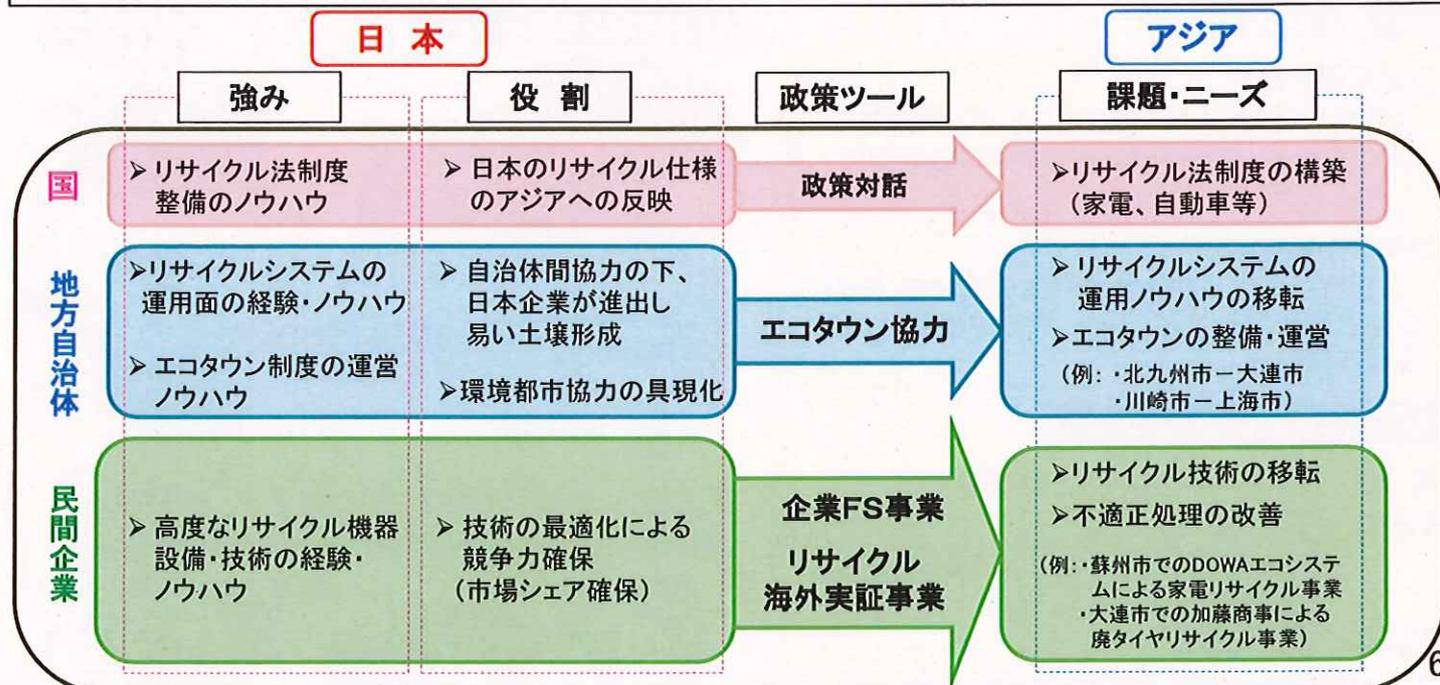
家電廃棄量の見通し(2011年と2020年の推計値)



(資料)各種資料から三菱UFJリサーチ&コンサルティング推計

日系再資源化産業の海外展開支援

- 我が国企業が有する高度なリサイクル技術・システムに対してアジア諸国からのニーズ大。リサイクル分野での新たな外需の取り込みを目指す。
- 欧米等のライバル企業に先駆けた早期進出が重要。国は政策的対話等を通じアジア各国でのリサイクル法制度の構築を支援するとともに、民間企業のFS調査・実証事業の支援を通じ、企業の海外展開を加速していく。



豊田通商のケース ① ＜中国／自動車リサイクルのFS調査＞

中国における自動車リサイクル事業の実施を目指し、以下のFSを実施

- ①中国における使用済み自動車(ELV)を取り巻くマクロ環境の調査
⇒自動車リサイクル法の動向、市場規模、各資源の処理方法等
- ②事業立ち上げ段階案件の調査
⇒複数都市における詳細調査、事業計画の作成、投資金額の試算、パートナー候補の調査等
- ③モデル化、実施可能性の分析
⇒事業推進における課題の整理、日本の技術を導入したモデル工場案の策定等

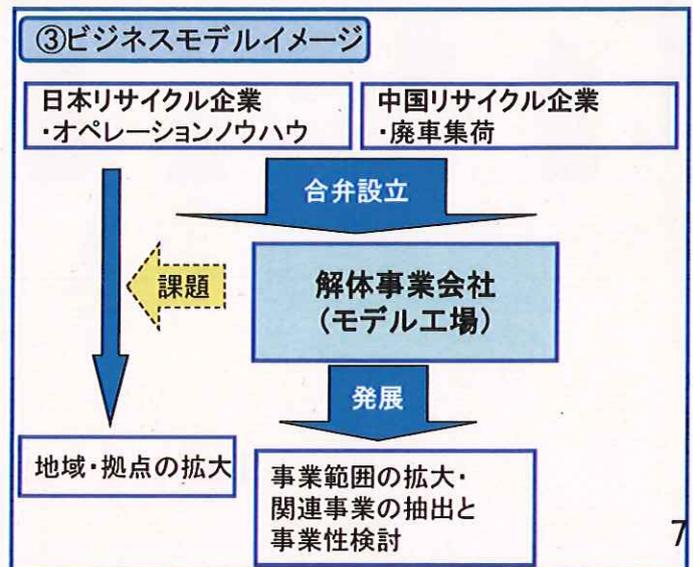
① マクロ環境の調査



- ・関連法令調査
- ・廃車発生量(主要都市)調査
- ・中国リサイクル会社現状調査
- ・販売・集荷マーケット調査
- ・事業発展形態の検証

② 事業立ち上げ段階案件の調査

- ・事業計画の作成
- ・進出予定地の調査
- ・事業形態の検討

豊田通商のケース ② ＜中国／自動車リサイクルの実証研究＞

- ▶中国における自動車リサイクルを対象とし、国家発展改革委員会の協力の下、NEDO事業として、平成23年度～平成24年度に実施。
- ▶我が国のリサイクル技術を活用し、現地事情に即して最適化したシステムを確立するための研究開発・実証を行い、対象国での廃棄物の減容化、無害化、再資源化に貢献。

研究内容概略

○研究開発課題

- ①現地に適合したリサイクルシステムの確立
- ②有価物の高効率回収・再利用、有害物質の適正処理

○キーテクノロジー

大型車を含む一気通貫の解体処理技術、解体後物の再資源化技術、フロン等の有害物質適正処理技術等

プロジェクト期間・実施者

期 間 2011年～12年度(2年間)
 実施者 ・NEDO
 ((独)新エネルギー・産業技術総合開発機構)
 ・豊田通商
 予算額 約4.7億円

プロジェクトイメージ

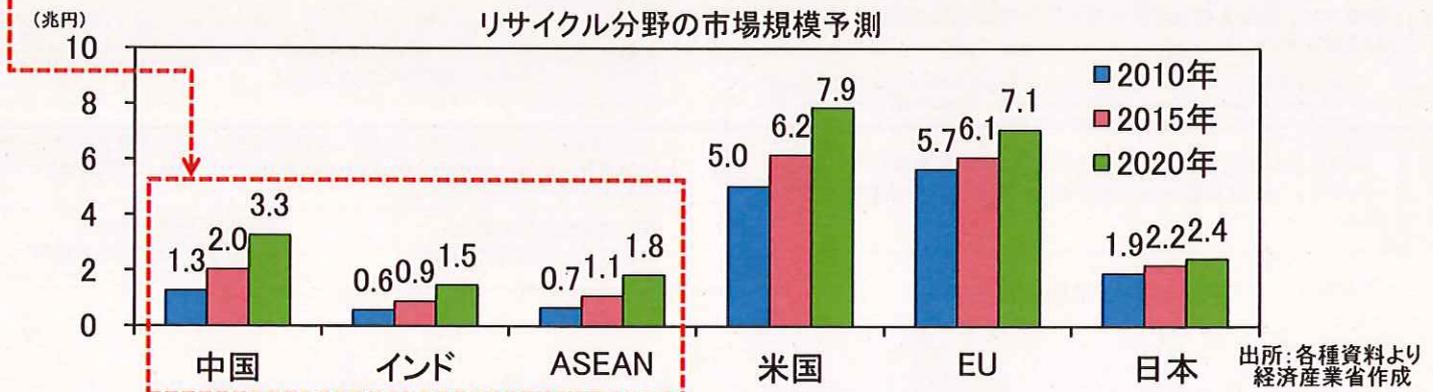


インフラ関連産業の海外展開 ～インフラシステム輸出戦略の重点分野の1つ～

○世界のリサイクル市場は22兆円/年(2010年)→40兆円/年(2020年)へ拡大。

○市場規模の推移を踏まえると中国を筆頭にアジア諸国において需要拡大が見込まれる。

○今後の各国における法整備の動向を踏まえると、家電や自動車リサイクル分野が有望。



＜インフラシステム輸出戦略(平成26年度改訂版)＞

(平成25年5月17日経協インフラ戦略会議決定、平成26年6月3日改訂)

- 我が国技術の優位性・信頼性に対する相手国の理解を促進するF/SやNEDO海外実証プロジェクトの推進
- 日本国内及び在外公館双方における情報収集・発進力の強化
- インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備
- 中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進
- 相手国政府との連携や政策対話の実施

9

2. バーゼル条約に関する取組

バーゼル法(有害廃棄物の輸出入規制)の施行状況

○輸出入事業者に対する事前相談の実施

概要

バーゼル条約・国内法を的確に履行するため、経済産業省及び環境省では、輸出入事業者に対するバーゼル該非判断について、事前相談を実施。

平成18年9月より、メタル及びプラスチックスクラップの事前相談の外部委託を開始(平成26年度委託先:一般財団法人日本環境衛生センター)。

平成20年4月より、外部委託の事前相談の対象貨物に、使用済バッテリー、使用済遊技機、廃触媒、中古品(家電・自動車品等)を追加。

○特定有害廃棄物の輸出入手続

特定有害廃棄物の平成25年度の輸出入実績(平成26年3月28日報道発表)

①輸出の状況

件数は1,019件、総量は200,307トン。品目は主に、鉛スクラップ(鉛蓄電池)、金属含有スラッジ、石炭灰等であり、いずれも金属回収を目的とするものであった(ほとんどは韓国向け鉛蓄電池)。

②輸入の状況

件数は387件、総量は32,222トン。品目は主に、電子部品スクラップ、貴金属含有スラッジ、電池スクラップ(ニカド電池他)等であり、金属回収など再生利用を目的とするものであった。

●特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

●特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

